資料2 事業区域図

~# .

够

P

資料2-1 倉敷市告示第270号

倉敷市告示第270号

都市計画法第19条第1項の規定により岡山県南広城都市計画 火葬場を決定したので。同法第20条第1項の規定により次のと おり告示し。同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆 の縦覧に供する。

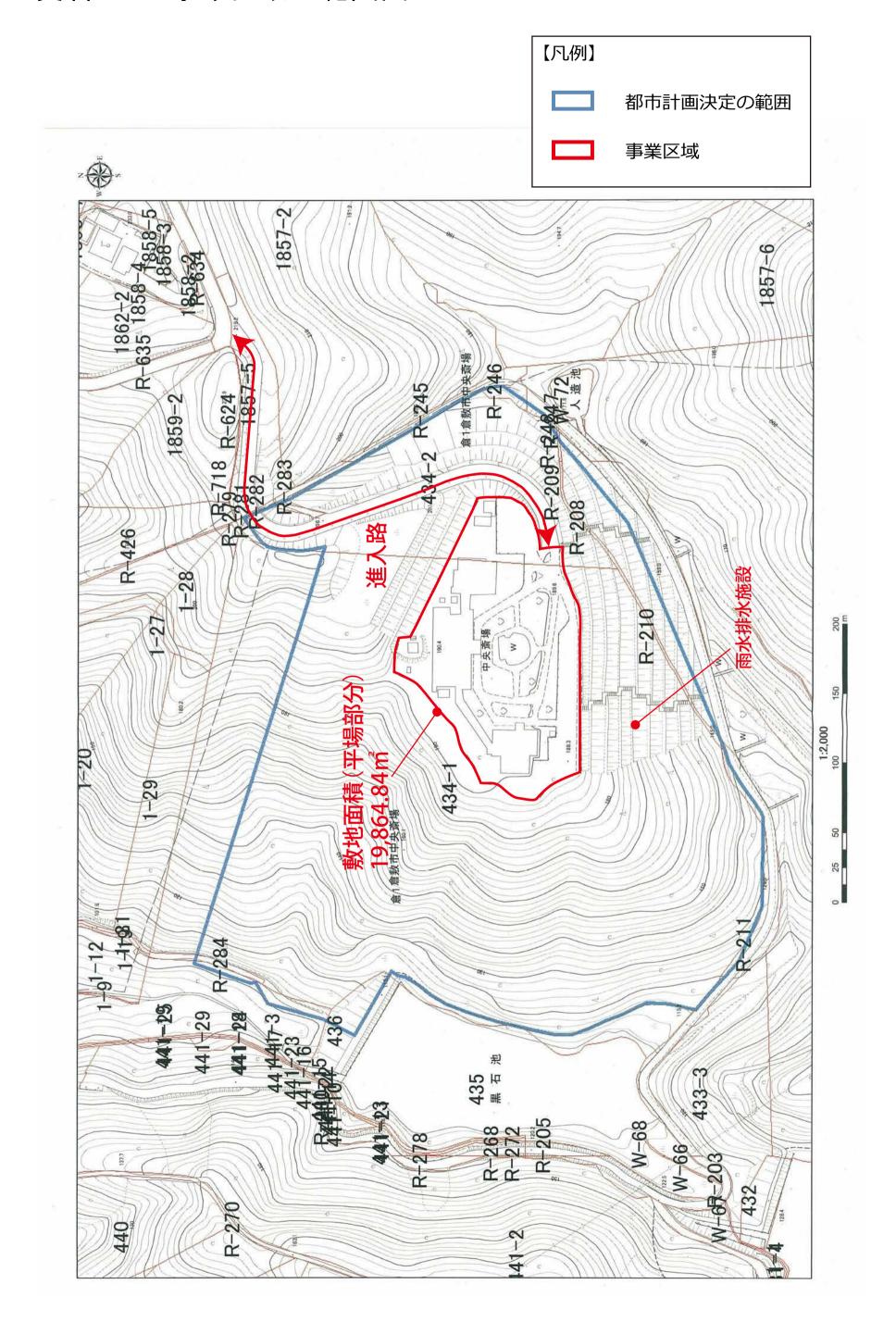
昭和51年10月27日

倉敷市長 大 山 茂 樹

記

決定する都市計画の種類	決定後の都市計画に 係る土地の区域	縦 覧 場 所
岡山県南広域都市計 國火葬場 1 倉敷市中央斎場	倉敷市福田町福田	倉敷市建設局 都市開発部 都市計画課

資料2-2 事業区域の範囲図



資料2-3 事業区域の除外範囲 都市計画決定の範囲 事業区域 動物炉は既存活用するため、本事業範囲外とする。 維持管理業務の一部(除草作業)は引き続き地元業者へ委託する。

